

うめきた 2 期地区北街区開発事業
うめきた 2 期地区南街区開発事業
環境影響評価書
要約書



令和 2 年 8 月

大 阪 ガ ス 都 市 開 発 株 式 会 社
才 リ ッ ク ス 不 動 産 開 発 株 式 会 社
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社
積 水 ハ 会 社 竹 中 工 務 会 社
株 式 急 菱 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
阪 菱 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
三 菱 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
三 菱 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
う め き た 開 発 特 定 目 的 会 社

はじめに

「うめきた2期地区北街区開発事業」及び「うめきた2期地区南街区開発事業」については、「大阪市環境影響評価条例」に基づき、本事業実施による環境への影響について、調査、予測及び評価を行う「環境影響評価」の手続きを行ってまいりましたが、このたび、その結果を「環境影響評価書」としてとりまとめました。この要約書は、そのあらましについて説明したものです。

なお、これらの2つの事業はいずれも同条例に基づく対象事業に該当し、また相互に関連する事業であることから、同条例第38条に基づき、環境影響評価の手続きを併合して行っています。

事業の概要

1 事業の目的及び内容

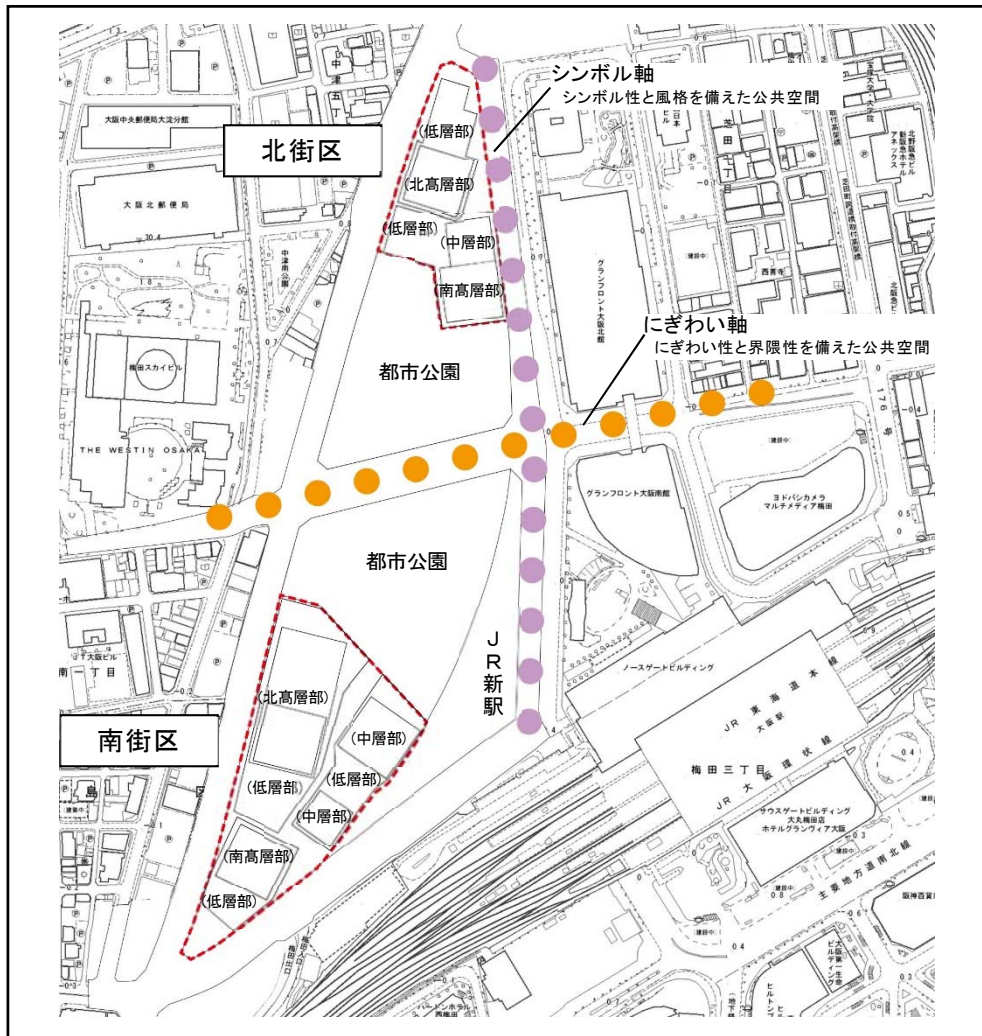
事業名称	うめきた2期地区北街区開発事業 (以下、「北街区事業」という。)	うめきた2期地区南街区開発事業 (以下、「南街区事業」という。)
目的	大阪及び関西の再生をリードし、我が国に新たな国際競争力をもたらす新たなまちづくりが期待されるうめきた地区において、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点形成に向けた開発や国際競争力のある高度な都市機能と新産業創出・知的人材育成の拠点となる中核機能の導入等により、大阪駅周辺地域や関西圏の活性化を誘引し、先行開発区域（グランフロント大阪）とともに、大阪及び関西の都市再生の推進に貢献することを目的とする。	商業機能、業務機能、宿泊機能、住宅機能及び国際集客交流機能を主体に、賑わいや交流のある世界に開かれた大阪にふさわしい国際競争力のある高度な都市機能集積を形成することを目的とする。
所在地	大阪市北区大深町地内	
敷地面積	約 15,720 m ²	約 30,440 m ²
容積率最高限度	650%	1,100%
建築面積	約 10,300 m ²	約 22,700 m ²
容積対象面積	約 102,180 m ²	約 334,700 m ²
延べ面積	約 154,200 m ²	約 413,000 m ²
階数	南高層棟：地上 27 階・地下 3 階 北高層棟：地上 47 階・地下 1 階	南高層棟：地上 51 階・地下 2 階 北高層棟：地上 39 階・地下 3 階
建物高さ	南高層棟：約 135m 北高層棟：約 175m	南高層棟：約 185m 北高層棟：約 185m
主な用途	中核機能、店舗、ホテル、住宅等	事務所、店舗、ホテル、住宅、 中核機能等
駐車台数	約 500 台 (敷地外駐車台数(予定)を含む)	約 990 台 (敷地外駐車台数(予定)を含む)

注：1.規模の詳細に関しては、想定している規模が最大となる場合を示している。

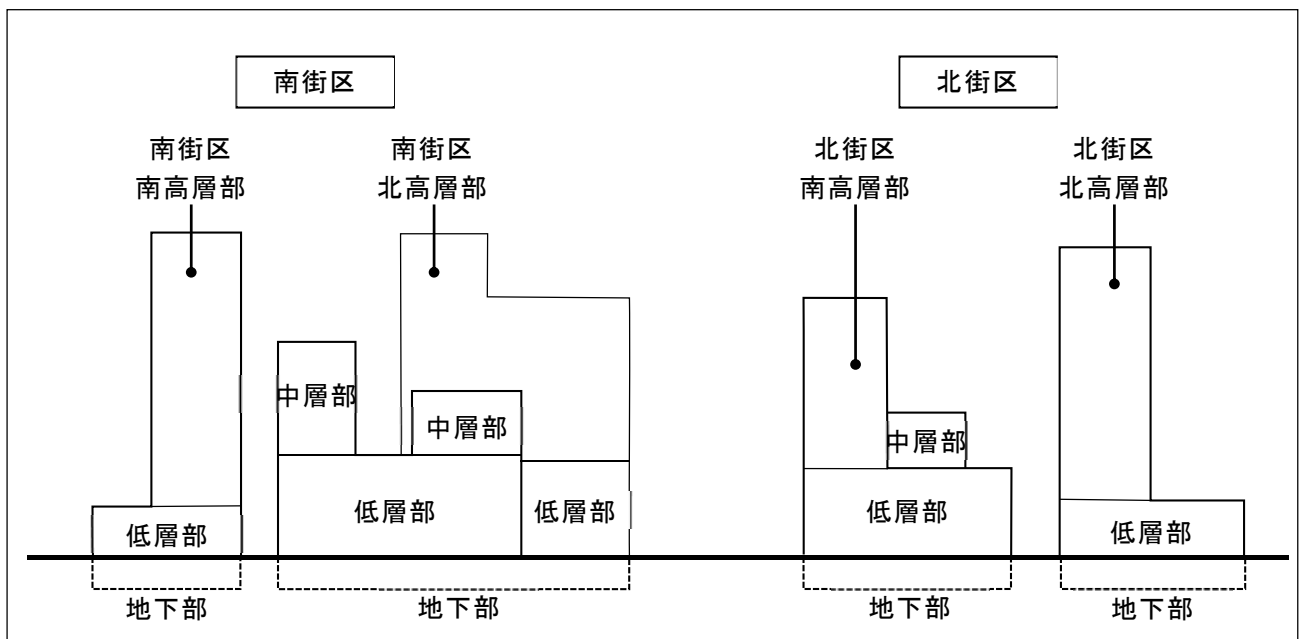
2.中核機能とは、目的に示す「新産業創出機能・知的人材育成機能」（北街区事業：会議室、事務所、講義室、SOHO、サロン、多目的スペース等）、「国際集客交流機能」（南街区事業：MICE 施設等）である。

2 計画地の位置・施設配置計画

建物はいずれも、低層部の上に壁面を後退させた中層部・高層部が乗った形となります。また、北街区の北高層棟、南街区の南高層棟が住宅となる計画です。



施設配置平面図



施設立面図（東立面図）

3 熱源計画

北街区南高層棟及び南街区北高層棟の空調等の熱源は、既存の地域熱供給事業者と契約し、熱供給を受ける計画です。また、本計画事業者が独自に設置する機器についても、高効率機器を採用することなどにより、省エネルギーを図るとともに、再生可能エネルギーの積極的利用を目的とした帯水層蓄熱システムなどを構築します。

4 緑化計画

「うめきた2期区域まちづくりの方針」において位置付けられている、すべての人々に開かれ、誰もが自由にアクセスでき、人間の活動が豊かに展開される緑豊かなオープンスペースとしての「みどり」を、地上部を中心に地上と連続する低層建築物の上部において確保することを旨とするともに、周辺地域と調和し波及効果を生み出す緑のネットワークの形成を目指すことにより、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和等につながるよう、敷地内の地上部や建物低層部の屋上部分を緑化する計画とします。

緑化にあたっては、敷地形状に対して角度をつけた建築物配置や中・高層部のセットバックを設けることで、周辺にも開かれた緑化空間を確保するとともに、低層部においては壁面緑化やテラスの外縁に緑地を配置することで、公園等の周辺からも視認できる計画とします。

また、雨水浸透柵や灌水への雨水利用、樹冠の大きい樹種の選定による緑陰の創出等ヒートアイランド現象の緩和につながる植栽計画等により、グリーンインフラとしての機能を発揮する計画とします。

維持管理については、事業者及び事業者が組成するマネジメント組織、もしくはいずれかが都市公園の管理運営を実施する指定管理者の構成者となる予定であり、都市公園および周辺歩道と一体的な緑化の維持管理を行います。住宅建物部分については、維持管理の考え方を管理組合に引き継ぐ等の持続的な維持管理の方策を検討します。

緑化計画

区分		緑化面積	概要	
事業計画地内	北街区	地上部 ・ 低層部 屋上、壁面	約2,550m ²	周辺地域との連続性に配慮し、壁面緑化（約 300 m ² ）を設け、敷地外周部に緑地を配置する。植栽は都市公園との連携にも配慮して樹種を選定する。シンボル軸側では、先行開発区域の「水景と一体となった緑の景観」に呼応するように、イチョウ並木と潤いを感じさせる植栽を計画する。低層部屋上においては、来街者、事業計画地内の就業者及び周辺住民等様々な人々の憩いの場となり活動の場となるような緑の感じられる屋上テラスを形成する。
	南街区	地上部 ・ 低層部 屋上	約3,190m ²	周辺地域との連続性に配慮し、敷地外周部に緑地を配置する。植栽は都市公園との連携にも配慮して樹種を選定し、都市公園から連続するような緑の景観を形成する。建物間の空間には、都市の潤いとなる緑地を設ける。低層部屋上においては、来街者、事業計画地内の就業者及び周辺住民等様々な人々の憩いの場となり活動の場となるような緑の感じられる屋上テラスを形成する。

5 交通計画

駐車台数は、来場車両予測及び法・条例に基づき、必要最小限の台数を確保する計画です。

地下歩道やデッキにより周辺の鉄道駅とのアクセスを確保する予定であり、来場者の公共交通機関利用促進やレンタサイクルの導入の検討などにより、周辺地域の交通環境に配慮します。

駐車場の位置については、来場車両用の駐車場の多くは地下階に設ける計画であり、その出入口はすべて事業計画地の西側に設けることで、人通りの多いシンボル軸などの沿道に安全な歩行者空間を確保します。

6 工事計画

北街区事業と南街区事業の工事は、事業実施に必要な都市計画手続き、その他手続きを経て、北街区事業が2021年度春の工事着手、2026年度春の工事完了、南街区事業が2020年度秋の工事着手、2027年度の工事完了を目標としています。工事工程（予定）は下表に示すとおりです。

工事工程（予定）

年次		1	2	3	4	5	6	7	8
北街区	準備工事	■	■						
	基礎工事	■	■	■					
	躯体工事等		■	■	■	■	■	■	■
南街区	準備工事	■	■		■				
	基礎工事	■	■	■	■	■			
	躯体工事等		■	■	■	■	■	■	■

環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法

1 環境影響評価項目

本事業の実施により影響を受けると考えられ、環境影響評価において予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、地下水、土壌、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、日照障害、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、気象（風害を含む）、景観及び文化財の14項目を選定しました。

環境影響評価項目と環境影響要因の関係

環境影響評価項目	環境影響要因					
	施設の存在	施設の利用		建設工事中		
	建築物の存在	施設の供用	施設関連の車両走行	建設機械の稼働	工事関連の車両走行	土地の変改
大気質		○	○	○	○	
地下水						○
土壌						○
騒音		○	○	○	○	
振動			○	○	○	
低周波音		○				
地盤沈下	○	○				○
日照障害	○					
電波障害	○					
廃棄物・残土		○				○
地球環境		○				
気象（風害を含む）	○					
景観	○					
文化財						○

2 調査の手法

環境影響評価項目について、既存資料の収集・整理及び現地調査を実施することにより、事業計画地周辺の現況を把握しました。

3 予測評価の手法

環境影響評価項目について、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響を、数値計算や類似事例による推計等により予測しました。

また、この予測結果について、大阪市の環境影響評価技術指針を踏まえ、以下の観点を基本に評価を行いました。

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・ 関係法令等に定められた規制基準等に適合すること。
- ・ 大阪市環境基本計画等の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。

環境影響予測の結果

1 大気質

■ 施設の利用による影響

施設の供用による影響については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも、本事業による濃度の増加は小さく、施設供用時の事業計画地周辺における環境濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.038ppm以下、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.048mg/m³以下となり、環境基準値以下となると予測されます。施設関連車両の走行による影響についても、本事業による濃度の増加は小さく、施設供用時の関連車両主要走行ルート沿道における環境濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.036ppm以下、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.048mg/m³以下となり、環境基準値以下となると予測されます。

■ 工事の実施による影響

建設機械等の稼働による影響については、工事最盛期の事業計画地周辺における環境濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.058ppm以下、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.050mg/m³以下となり、環境基準値以下となると予測されます。工事関連車両の走行による影響についても、工事最盛期の関連車両主要走行ルート沿道における環境濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.037ppm以下、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.048mg/m³以下となり、環境基準値以下となると予測されます。

2 地下水・土壌

■ 工事の実施による影響

事業計画地については、一部で地下水汚染・土壌汚染が確認され、事業計画地の全域が、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一般管理区域もしくは自然由来特例区域に指定されています。よって、事業の実施にあたっては、大阪市環境局等の関係機関と協議し、土壌汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に対応します。また、土壌を搬出する場合には、散水・シートで覆う等の飛散防止を行うなどの対策を講じます。よって、本事業による土地の改変が事業計画地周辺の地下水・土壌に及ぼす影響はないと予測されます。

3 騒音

■ 施設の利用による影響

施設の供用により発生する騒音の事業計画地敷地境界における騒音レベルは、規制基準値を下回ると予測されます。周辺住居地等においては、屋外設置設備等により発生する騒音の騒音レベルは昼間で49デシベル以下、夜間で42デシベル以下となり、現状の騒音を変化させることはほとんどないと予測されます。また、施設関連車両の走行による、関連車両主要走行ルート沿道における騒音の上昇は0.2デシベル以下となり、影響はほとんどないと予測されます。

■ 工事の実施による影響

建設機械等の稼働により発生する騒音の事業計画地敷地境界における騒音レベルは81デシベル以下となり、規制基準値を下回ると予測されます。また、工事関連車両の走行による、関連車両主要走行ルート沿道における騒音の上昇は1デシベル以下となり、工事中の道路交通騒音は68デシベル以下と、環境基準値を下回ると予測されます。

4 振動

■ 施設の利用による影響

施設関連車両の走行による、関連車両主要走行ルート沿道における振動の上昇は0.1デシベル以下となり、影響はほとんどないと予測されます。

■ 工事の実施による影響

建設機械等の稼働により発生する振動の事業計画地敷地境界における振動レベルは 66 デシベル以下となり、規制基準値を下回ると予測されます。また、工事関連車両の走行による、関連車両主要走行ルート沿道における振動の上昇は 2 デシベル以下となり、工事中の道路交通振動は 43 デシベル以下と、振動に対する人の感覚閾値といわれる 55 デシベルを下回ると予測されます。

5 低周波音

■ 施設の利用による影響

施設の供用により発生する低周波音の周辺住居地等における到達G特性音圧レベルは 70 デシベル以下となり、また、現況のG特性音圧レベルと合成した総合音圧レベルは、環境省の示す心身に係る苦情に関する参照値（92 デシベル）を下回ると予測されます。

6 地盤沈下

■ 施設の存在及び工事の実施による影響

施設(地下構造物)の存在により発生する地下水位変動に伴う地盤沈下は最大で約 1 mm と、周辺埋設管等の一般的な安全管理値（約 10~15mm）に比べ十分小さいと予測されます。

■ 施設の利用による影響

本事業において帯水層蓄熱井戸を利用する場合には、建築物用地下水の採取の規制に関する法律において規定された技術的基準等を満足すること、事業の実施にあたっては、実施期間中におけるモニタリングの実施等、必要な措置について、関係部局と協議を行い適切に実施する計画であることから、有害な地盤沈下を引き起こすことはないと予測されます。

7 日照障害

■ 施設の存在による影響

事業計画地内の計画建物における日影は、事業計画地の北西から北東側の広い地域に及びると予測されますが、その範囲は商業地域、準工業地域及び工業地域となっており、また、建築基準法による日影規制を満足する結果となっています。

8 電波障害

■ 施設の存在による影響

事業計画地内の計画建物により、テレビジョン電波についてしゃへい障害が発生すると予測されますが、その範囲の大部分は共同受信施設を設置もしくは CATV 局に加入してテレビ電波を受信している地域となっています。また、本計画建物の影響が確認された場合には、適切な対策を行います。

9 廃棄物・残土

■ 施設の利用による影響

施設の利用に伴い事業計画地から排出される廃棄物量は、北街区・南街区合計で 4,297t/年となり、平成 29 年度の大阪市の一般廃棄物排出量の 0.45%に相当すると予測されます。これらの廃棄物については、適切な廃棄物保管施設を設けるとともに、廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに向けた取り組みを積極的に実施します。また、今後も関係法令の動向に注目し、本事業による影響がさらに低減されるよう検討を行う計画です。

■ 工事の実施による影響

建設工事に伴い発生する廃棄物発生量は北街区・南街区合計で 67,500t/年となり、平成 26 年度の大阪市の産業廃棄物排出量の 0.98%に相当すると予測されます。また、工事の実施にあたっては、廃棄物ができる限り種類ごとに分別し、再生骨材、路盤材等としてリサイクルを図ることなどにより、92%以上がリサイクルできると予測されます。

10 地球環境

■ 施設の利用による影響

施設の利用に伴い施設から排出される二酸化炭素は北街区・南街区合計で 44,364 t -CO₂/年となり、本計画で取り入れる予定の、高効率機器の採用などの環境負荷低減手法により、これらの手法をとらない場合の排出量 (69,325 t -CO₂/年) に比べ、約 36%削減されると予測されます。

11 気象（風害を含む）

■ 施設の存在による影響

施設完成後の事業計画地周辺の風環境については、計画建物を低層部と中・高層部の二段構成とし、中・高層部をセットバックする、計画建物周辺の歩行者デッキの手すりを風が通過しない仕様とする等、歩行者等への風の影響をできる限り軽減することなどにより、事業計画地周辺の事務所街及び公園において著しい影響を及ぼさないものと予測されます。

12 景観

■ 施設の存在による影響

計画建物の出現により、周辺の眺望の状況が変化することになりますが、計画建物については、建物低層部から中・高層部をセットバックさせるとともに、長大な壁面とならないよう、角度をつけて面を切り替えることなどにより、周辺環境への圧迫感を低減することに加え、グランフロント大阪と合わせ一体的な群像景観の形成に配慮する等、周辺と調和したものとすることから、景観に違和感を与えることはないと予測されます。また裏表のない四周正面を意識した外観や、建物配置によって生み出された空間を緑化やにぎわい溢れる多目的空間として最大限活用することなどにより、都市公園等との連続性や周辺地域からのゲート性について考慮した、大阪都心にふさわしい新たな景観の創出にも寄与すると予測されます。

13 文化財

■ 工事の実施による影響

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：大深町遺跡）ですが、既に一部の発掘調査が実施され、残りの調査は令和2年9月頃までに実施される予定です。本事業では、発掘調査完了後に土地の譲渡が行われ、その後に工事を実施する計画であり、工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行います。なお、建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応します。

評価の結果

各環境影響評価項目についての予測結果は以上の通りであり、また、環境の保全及び創造のための措置を講じることから、環境保全目標を満足するものと評価しています。

環境の保全及び創造のための措置

1 工事計画

- 工事区域の周囲に仮囲い（万能塀）を設置する。
- 工事計画の策定にあたっては、公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機材の使用など、周辺地域に対する影響を回避・低減する対策を行う。
- 工事車両出入口前の適切な誘導員配置や搬入出時間帯の配慮など、影響を可能な限り低減し安全な工事を行う。
- 建設工事用車両の運行にあたっては、建設資機材搬入車両の計画的な運行により、適切な载荷を行い、工事関連車両の台数をできる限り削減するとともに平準化を図る。また、走行ルートについても、複数のルートを設定し、車両の分散化を図るなど、周辺環境への影響をできる限り軽減する。
- 夜間工事を実施する場合には、必要最小限とし、「地組工法」の採用による夜間工事時間の短縮や騒音発生機器への防音カバーの設置などの対策を講じる。また実施にあたっては、警察、道路管理者等関係機関と協議調整を行うとともに、周辺施設管理者、周辺住民に事前に説明を行い、安全や環境に十分配慮する。
- 本事業以外の工事状況も踏まえた上で、週末の工事については周辺環境に配慮した工事計画とする。
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・再利用、リサイクル等について適正な措置を講じる。

2 施設計画

- 計画建物については、低層部と中・高層部による構成とし、中・高層部については板状を避けたタワー形状とするなど、配置・形状についての工夫を行い、周辺への影響をできる限り軽減する。
- 計画建物については、壁面が単調にならないよう配慮した計画とし、低・中層部は緑化と良く調和する色彩を選定する等、周辺と調和したものとする。また、事業計画地東側に隣接するグランフロント大阪と一体的な群像景観を作るとともに、多様な様相が感じられるファサードデザインとすることにより、風格のある魅力的な景観を創出する。
- 事業計画地は大阪駅前に位置することから、裏表のない四周正面を意識した外観や、低層部はガラスサッシを基調としてにぎわいが染み出す機能配置とすることに加えて、植栽を一部高規格化し、象徴的で快適な歩行者空間を形成する。
- 空調設備等について、低騒音・低振動型の設備を可能な限り採用するとともに、必要に応じて防音壁の設置等の対策を行うなど、周辺への騒音の影響をできる限り軽減する。
- コージェネレーションシステムを導入するとともに、電力需要のピークカットや夜間電力の有効利用等に配慮するなど、エネルギーの効率的利用のための対策を行う。また、地域冷暖房システムを導入し、冷水等の融通を行うことにより、負荷ピークの異なる異種用途の熱をまとめることで、熱源機器容量低減を図る。
- エネルギーの消費・運転状況を一元的に管理するビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の採用など、エネルギーの効率的利用に努める。

3 廃棄物処理

- 「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」等の関係法令に基づき、適正に処理するとともに、その内容を関係機関に報告する。
- 適切な廃棄物保管施設を設けるとともに、分別方法の明確化や分別ボックス設置等の推奨により廃棄物のリサイクル推進に努め、入居テナントへの啓発文書配布等により廃棄物の発生抑制と分別、特にプラスチックごみや食品ロス及び厨芥ごみの削減の周知徹底に努める。
- 廃棄物発生量の多いテナントに対しては、廃棄物排出量に応じた処理費用を請求することにより、経済的観点から廃棄物排出量の削減を図る。
- 生ごみバイオマス発電の導入により、店舗等の廃棄物の削減に努める。

準備書に関する市長意見と事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
緑化計画	
<p>うめきた2期地区は、みどりのまちづくりを先導する重要な役割を担っていることから、屋上緑化の拡大や地表高さからも視認できる緑化の導入により、建築物において最大限の緑量を確保すること。</p>	<p>緑化にあたっては、低層部テラスの屋上緑化により、緑豊かなオープンスペースとしての「みどり」を低層部テラスにおいて可能な限り確保するとともに、敷地形状に対して角度をつけた建築物配置や中・高層部のセットバックを設けることで、地上部の緑化を含めて周辺にも開かれた緑化空間を確保します。また、低層部においては壁面緑化の導入やテラスの外縁に緑地を配置することで、公園等の周辺からも視認できる計画とするなど、可能な限りの緑量を確保します。</p>
大気質	
<p>大阪市環境基本計画における目標を踏まえ、工事実施時点における最新の排出ガス対策型建設機械の採用や、効率的な施工管理による稼働台数の削減等の環境保全対策を徹底し、大気汚染物質の排出量を可能な限り抑制すること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、工事実施時点においてより影響の少ない最新の排出ガス対策型建設機械の採用及び良質燃料の使用に努め、空ぶかしの防止、アイドルリングストップの励行等について、工事会議等において周知するとともに、建設機械等の稼働状況を適宜把握し、効率的な工事を行う等、適切な施工管理を行うことなどにより、大気汚染物質の排出量をできる限り抑制します。</p>
騒音	
<p>事業計画地近傍には中高層住宅が立地していることから、工事の実施にあたっては、高さ方向の騒音対策について事前に詳細な検討を行い、近隣住民への影響を低減するよう万全な対策を実施すること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、事業計画地周辺の中高層住宅の立地状況を踏まえ、高さ方向の騒音影響について事前に検討を行い、必要に応じ超低騒音型建設機械の導入、移動式防音壁や仮囲い上部への防音シートの設置等の対策を実施するとともに、工事中に騒音を計測し、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
地球環境	
<p>住宅を含めた建物全体での断熱性能の向上、高効率機器の導入や自然エネルギー利用の拡大等を図るとともに、設備機器等の更新時にはその時点における最先端技術を導入することにより、脱炭素社会の実現に向けたモデルとなるよう取り組むこと。</p>	<p>本事業では、住宅を含めた建物全体でのlow-e複層ガラスの採用による断熱性能の向上、ソージェネレーションシステム等の高効率機器の導入、さらに帯水層蓄熱システムや生ごみバイオガス発電、自然換気システム、太陽光発電など再生可能エネルギーを導入するとともに、設備機器等の更新時には最先端技術を導入することにより、脱炭素社会の実現に向けたモデルとなるよう取り組みます。</p>

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
景観	
<p>事業計画地は大阪・関西の都市イメージを印象付ける重要な場所であることから、建物の配置により生み出された空間の活用や魅力的な意匠等の創意工夫により、都市公園等と一体となって緑とにぎわいがあふれる新たな都市景観を創出すること。</p>	<p>本事業では、都市公園と一体的なランドスケープデザインを行い、都市公園が民地内に入り込むような「みどり」の景観を形成し、地区全体でみどり溢れる大地のような都市景観を創出します。また、大阪都心にふさわしい新たな景観の創出にも寄与するよう、計画建物は裏表のない四周正面を意識した外観とし、建物配置によって生み出された空間を緑化やにぎわい溢れる多目的空間として最大限活用することに加えて、植栽を一部高規格化することにより、象徴的で快適な歩行者空間を形成するとともに、都市公園や周辺道路との連続性及び周辺地域からのゲート性について考慮します。なお、今後、詳細検討にあたっては、都市公園やグランフロント大阪等の関係機関とも協議・調整・意見交換を行います。</p>

お問い合わせ先

三菱地所株式会社 関西支店 うめきた開発推進室

住所 〒530-6009 大阪市北区天満橋1-8-30 (OAPタワー9階)

電話 06-6881-5158 (代表) FAX 06-6881-5140